

令和7年度

# 第11回教育委員会（定例）

令和7年12月18日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 7年12月18日 午後2時00分～  
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第10回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名

番委員 ( 委員)

日程第3 会期の決定 自 令和 7年12月18日 至 令和 7年 月 日 日間

日程第4 議案

- 第21号 みどり賞被表彰者の決定について (教育総務課)・・・1頁
- 第22号 三宅剣龍賞被表彰者の決定について (社会教育・文化財課)・・・5頁
- 第23号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について (子育て企画課)・・・6頁

日程第5 協議事項

- 第 7号 「令和8年度丹波篠山の教育」(素案)について (教育総務課)・・・35頁
- 第 8号 通学区に関する要望について (教育総務課)・・・68頁

日程第6 報告事項

- 1 寄附採納について (教育総務課)・・・36頁
- 2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・37頁
- 3 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・38頁
- 4 令和7年度12月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・41頁
- 5 令和7年度12月幼稚園・こども園長会について (保育教育課)・・・42頁
- 6 第126回丹波篠山市議会師走会議一般質問について (教育総務課)・・・44頁
- 7 学校選択制希望校の申込結果について (教育総務課)・・・45頁
- 8 (仮称)丹波篠山市立城東認定こども園の進捗状況について (子育て企画課)・・・47頁
- 9 丹波篠山市こども計画に係るパブリックコメントの実施について (子育て企画課)・・・50頁
- 10 第46回丹波篠山ABCマラソンについて (社会教育・文化財課)・・・54頁
- 11 第21回丹波篠山市展について (社会教育・文化財課)・・・57頁
- 12 教育長報告 ・・・64頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和8年1月23日(金)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

議案第21号

みどり賞被表彰者の決定について

丹波篠山市教育委員会表彰規則（平成19年篠山市教育委員会規則第10号）に基づき、次の者を表彰したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第17号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後政俊

《以下次頁》

令和7年度「みどり賞」被表彰者一覧

(団体・個人順、敬称略)

No.	団体・個人名	団体・個人概要
1	ダンスユニット「桜珠」 かわまた いおり かわぐち じゅりむ (川俣 依桜里、川口 珠俐夢)	構成員 2名 (味間小学校6年生・岡野小学校6年生)
2	HC HYOGO HEARTS 中学男子ホッケーチーム	構成員 31名(中学男子) (市内中学生29名 市外中学生2名)
3	兵庫県立篠山産業高等学校 電気建設工学科 測量班	構成員 4名
4	兵庫県立篠山東雲高等学校 自然科学部	構成員 5名
5	大人のための朗読会 「くろまめいと」	構成員 6名
6	きたむら まこと 北村 実	丹波篠山市立城北畑小学校2年生
7	ふくもと せな 福本 星南	丹波篠山市立城北畑小学校6年生
8	やまもと たくま 山本 拓馬	兵庫県立篠山鳳鳴高等学校2年生
9	か が の ももか 加賀野 桃花	兵庫県立篠山産業高等学校3年生
10	たてやま ねねか 立山 寧々花	兵庫県立篠山産業高等学校3年生

## ◇ 功 績 調 書 ◇

### 1 <sup>おうじゆ</sup> 桜珠

当該団体は、令和7年6月に開催された「THE ROOKIES 2025 1stシリーズ関西予選」の小学生部門で第3位という成績を収めた。また、同年7月に開催された「SOULM8 BRONZE FINAL」のU-12チーム部門で、第3位という成績を収めた。

### 2 <sup>エイチシー ヒョウゴ ハーツ</sup> HC HYOGO HEARTS <sup>ちゅうがくだんし</sup> 中学男子ホッケーチーム

当該団体は、令和7年8月に開催された「第74回近畿中学校総合体育大会」のホッケーの部で優勝し、同年8月の「JOCジュニアオリンピックカップ第55回全日本中学生男子ホッケー選手権大会」でも優勝という成績を収めた。また、同年10月に開催された「第26回全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー選手権大会」では県代表として出場し、優勝という成績を収めた。

### 3 <sup>ひょうごけんりつさきやまさんぎょうこうとうがっこう</sup> 兵庫県立篠山産業高等学校 <sup>でんきけんせつこうがくか</sup> 電気建設工学科 <sup>そくりょうはん</sup> 測量班

当該団体は、令和7年8月に開催された「第25回高校生ものづくりコンテスト測量部門近畿大会」で、優勝という成績を収めた。

### 4 <sup>ひょうごけんりつさきやましののめこうとうがっこう</sup> 兵庫県立篠山東雲高等学校 <sup>しぜんかがくぶ</sup> 自然科学部

当該団体は、令和7年11月に開催された「第49回兵庫県高等学校総合文化祭自然科学部門発表会」のポスター発表で、優秀賞を受賞した。

### 5 <sup>おとな</sup> 大人のための <sup>ろうどくかい</sup> 朗読会「くろまめいと」

当該団体は、平成17年1月に結成され、大人を対象とした朗読会を開催し、音楽ゲストや朗読ゲストを招いて、多くの図書館利用者等へ朗読の楽しさを伝えている。また、オリジナルのBGM演奏を添えた朗読会の開催を通じて、来場者が朗読をより楽しく、心地よく味わえる場の創出に尽力した。その献身的な取り組みと優れた創造性は、文化振興と地域の芸術活動の発展に大きく貢献している。

### 6 <sup>きたむら</sup> 北村 <sup>まこと</sup> 実（丹波篠山市立城北畑小学校2年生）

令和6年に実施された「第6回全国子ども防災作文コンクール」で、最優秀賞を受賞した。

### 7 <sup>ふくもと</sup> 福本 <sup>せな</sup> 星南（丹波篠山市立城北畑小学校6年生）

全国から12歳以下の選手が参加した「2025年度U-12ホッケードリームキャンプ」で、優秀選手に選出された。

8 <sup>やまもと</sup>山本 <sup>たくま</sup>拓馬（兵庫県立篠山鳳鳴高等学校2年生）

令和7年7月に開催された「第79回近畿高等学校選手権水泳競技大会」の競泳競技男子50メートル自由形で、「2025年度全国高等学校総合体育大会水泳競技大会 第93回日本高等学校選手権水泳競技大会」の参加標準記録を突破した。

9 <sup>かがの</sup>加賀野 <sup>ももか</sup>桃花（兵庫県立篠山産業高等学校3年生）

令和7年7月に開催された「第73回兵庫県学校農業クラブ連盟大会意見発表競技会」の分野I類（農業生産・農業経営）で、優秀賞を受賞した。

10 <sup>たてやま</sup>立山 <sup>ねねか</sup>寧々花（兵庫県立篠山産業高等学校3年生）

令和7年7月に開催された「第73回兵庫県学校農業クラブ連盟大会農業鑑定競技会」の分野生活で、優秀賞を受賞した。

議案第 22 号

三宅劍龍賞被表彰者の決定について

丹波篠山市教育委員会表彰規則（平成 19 年篠山市教育委員会規則第 10 号）に基づき、次の者を表彰したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 17 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 18 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

令和 7 年度三宅劍龍賞被表彰者一覧

No.	氏名	備考
1	※ 1 月下旬決定	丹波篠山市教育書道展小学生の部最優秀者
2	※ 1 月下旬決定	丹波篠山市教育書道展中学生の部最優秀者

※三宅劍龍賞表彰要綱第 2 条第 1 項第 1 号の「市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書道展で特に優秀な成績をおさめた者」が表彰の対象となる規定に基づき、丹波篠山市教育書道展の最優秀者が候補者として推薦される予定であるが、審査が 1 月下旬であるため、審査後に丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第 5 条（臨時代理）の規定に基づき、教育長決裁にて処理する。

議案第23号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について

丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

令和7年 月 日  
教委規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に関して、法に基づく認可の申請等について、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波篠山市条例第〇号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づく確認事項の申請等について、子子法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(確認申請)

第3条 子子法第54条の2第1項の規定による確認を受けようとする者は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の確認を受けようとする者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(丹波篠山市子ども・子育て会議への意見聴取)

第4条 教育委員会は、第2条第1項の申請に対し乳児等通園支援事業の認可をしようとするとき、及び前条第1項の申請により乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援の利用定員を定めるときは、あらかじめ丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

(認可及び不認可の通知)

第5条 教育委員会は、第2条第1項の認可申請に対し、認可の適否について判断し、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しないときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）によ

り当該申請を行った者に通知するものとする。

(確認の通知)

第6条 教育委員会は、第3条第1項の確認申請に対し、確認を行い、特定乳児等通園支援事業確認通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(認可内容の変更、事業の廃止及び休止)

第7条 第5条の規定による認可を受けた者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、省令第36条の36第3項に係る変更があったときは、1か月以内に乳児等通園支援事業者認可変更届出書(様式第4号(その1))に必要な書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、省令第36条の36第4項に係る変更があったときは、乳児等通園支援事業者認可変更届出書(様式第4号(その2))に必要な書類を添えて、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査の上、廃止又は休止を承認するときは乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書(様式第6号)により、承認しないときは乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書(様式第7号)により当該乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(確認内容の変更又は辞退)

第8条 第6条の規定による確認を受けた者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)は、利用定員を増加しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(様式第8号)に必要な書類を添えて、教育委員会に確認の変更を申請することができる。

2 教育委員会は、前項の確認変更申請に対し、確認を行い、特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書(様式第9号)により当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

3 特定乳児等通園支援事業者は、利用定員を減少しようとするときは、利用定員の減少を予定する日の3か月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第10号(その1))に必要な書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、利用定員以外の内容について変更があったときは、10日以内に特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第1

0号(その2))に必要な書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、当該確認を辞退しようとするときは、3か月以上の予告期間を設けて、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条、第3条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第3.4条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 (在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施) <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日
事業の開始予定年月日		年 月 日	

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

◆資料1 (認可・確認申請書添付資料一覧)

添付書類一覧		参考様式	一般型	余裕活用型
必要となる書類				
認可・確認申請				
<input type="checkbox"/>	名称、種類及び位置がわかる書類等		○	○
<input type="checkbox"/>	実施計画書	参考様式①-1 参考様式①-2	○	-
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型)		-	○
認可関係				
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等		○	省略可
	設備の概要		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける等の書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	建物の建築確認検査済書の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程		○	○
<input type="checkbox"/>	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴等		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	収支予算書等		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援事業を行う者の履歴等		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	職員一覧表		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	職員の履歴書		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	資格証明書 (保育士等) の写し		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
	研修の認定証 (修了証) の写し		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	法人の場合、その法人格を有することを証する書類等		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	定款、寄附行為その他の規約		○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
<input type="checkbox"/>	誓約書 (兼役員等名簿)	参考様式②	○	省略可 (※1) 認可書類等と重複する場合には省略可能
確認関係				
<input type="checkbox"/>	施設 (事業所) の名称、所在地		省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の名称、主たる事務所の所在地		省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名		省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/>	代表者の住所		省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書等		省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)

◆資料1 (認可・確認申請書添付資料一覧)

必要となる書類		添付書類一覧		余裕活用型	
必要となる書類	添付書類一覧	参考様式	一般型	余裕活用型	
<input type="checkbox"/> 建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したものの) 並びに設備の概要	建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 設備の概要	設備の概要		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)	土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受けける事を書明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受けける事を書明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 建物の建築確認検査済証の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)	建物の建築確認検査済証の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援事業の認可証等の写し	乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの利用する小学校就学前子ども数	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用)	参考様式①-1	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型用)	参考様式①-2	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 運営規程	履歴書 (経歴書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	運営規程		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	安全計画		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 事業に係る資産の状況	職員勤務体制表 (シフト表など)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援給付費及び特別乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	就業規則、給与規定、経理規程等		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 誓約書	社会保険加入確認書類 (健康保険・厚生年金・労働保険関係)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 役員	預金残高証明 (社会福祉法人又は学校法人は提出不要)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 役員	乳児等通園支援給付費及び特別乳児等通園支援給付費の請求に関する事項		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 役員	誓約書 (兼役員等名簿)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 役員	誓約書 (兼役員等名簿)	参考様式②	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
<input type="checkbox"/> 役員	誓約書 (兼役員等名簿)	参考様式②	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
その他					
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	消防設備点検報告書または検済済証の写し		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	防火管理者選任届出書の写し		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	避難経路図、消火用具配置図		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	搬入業者との契約書の写し (外部提供の場合)		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	委託業者との契約書の写し (調理を委託する場合)		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	食品衛生責任者設置届書の写し		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	利用契約書、重要事項説明書		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	賠償責任保険証書 (保険加入の状況が分かる契約書) の写し		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	事故防止、災害対策、緊急時対応、安全管理、健康管理、衛生管理マニュアル		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	虐待、懲戒権濫用防止マニュアル		〇	〇	
<input type="checkbox"/> 〇〇市町村長が必要と認める書類	事業所のパンフレット等		〇	〇	

(※1) 都道府県が認可等をした保育所、幼児通園型認定こども園及び幼児通園型認定こども園以外の認定こども園については、市町村における子ども・子育て支援法第29条第1項の確認や指導監督等において把握できている場合は省略可能。  
 (※2) 市町村における乳児等通園支援事業に係る認可等において把握できている場合は省略可能。

乳児等通園支援事業認可通知書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、下記のとおり認可を決定し、確認しましたので、丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条及び第6条の規定により通知します。

児童福祉法、子ども・子育て支援法、丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守の上、当該事業を実施してください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	名
事業の開始予定年月日	年 月 日

乳児等通園支援事業不認可通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、下記のとおり認可しないことを決定したので、丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
認可しないこととした理由	

乳児等通園支援事業者認可変更届出書(施設名称等の変更)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置(所在地)
<input type="checkbox"/>	(法人又は団体の場合) 定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧(変更)」のとおり

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者又はは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

◆資料2 (認可・確認変更添付資料一覧)

添付書類一覧 (変更)		参考様式	提出時期
必要となる書類 (下記のうち、変更があったもの)			
乳児等通園支援事業者認可変更届 (第7条関係)			
<input type="checkbox"/>	実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用) 参考様式 ①-1	
<input type="checkbox"/>	施設の名称、種類、位置 (所在地)	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型用) 参考様式 ①-2	
<input type="checkbox"/>	定款、寄附行為その他の規約	運営規程	変更があった日から起算して1か月以内
<input type="checkbox"/>	その他〇〇市町村長が必要と認める書類	法人全部事項証明書 (登記簿謄本)	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	施設全体の付近見取図	
<input type="checkbox"/>	設備の概要	設置者の定款又は寄附行為等の写し (法人又は団体の場合)	
<input type="checkbox"/>	土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)	建物図面 (平面図、立面图等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)	
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)	設備の概要	
<input type="checkbox"/>	運営規程	土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)	
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)	
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員	運営規程	あらかじめ
<input type="checkbox"/>	その他〇〇市町村長が必要と認める書類	履歴書 (経歴書)	
<input type="checkbox"/>		(経営の責任者) 法人全部事項証明書 (登記簿謄本)	
<input type="checkbox"/>		(福祉の実務に当たる幹部職員) 経歴を証する書類、資格証 (保育士等) の写し	
<input type="checkbox"/>		誓約書 (兼役員等名簿)	
<input type="checkbox"/>		参考様式②	
特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書 (第8条関係)			
<input type="checkbox"/>	実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用) 参考様式 ①-1	
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型用) 参考様式 ①-2	
<input type="checkbox"/>	職員関係	建物図面 (平面図、立面图等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)	
<input type="checkbox"/>	その他〇〇市町村長が必要と認める書類	職員勤務体制表 (ソフト表など)	
<input type="checkbox"/>			
特定乳児等通園支援事業者確認変更届 (第8条関係)			
<input type="checkbox"/>	実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用) 参考様式 ①-1	
<input type="checkbox"/>	施設 (事業所) の名称、所在地	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型用) 参考様式 ①-2	
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の名称、主たる事務所の所在地	運営規程	
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名	法人全部事項証明書 (登記簿謄本)	
		履歴書 (経歴書)	
		法人全部事項証明書 (登記簿謄本)	

◆資料2 (認可・確認変更添付資料一覧)

添付書類一覧 (変更)		
必要となる書類 (下記のうち、変更があったもの)	参考様式	提出時期
<input type="checkbox"/> 誓約書 (兼役員等名簿)	参考様式②	
<input type="checkbox"/> 代表者の住所		
<input type="checkbox"/> 履歴書 (経歴書)		
<input type="checkbox"/> 設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等		
<input type="checkbox"/> 設置者の定款又は寄附行為等の写し		
<input type="checkbox"/> 建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要		変更のあった日から起算して10日以内
<input type="checkbox"/> 建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)		
<input type="checkbox"/> 設備の概要		
<input type="checkbox"/> 履歴書 (経歴書)		
<input type="checkbox"/> 代表者の氏名、生年月日及び職名		
<input type="checkbox"/> 資格証 (保育士等) の写し		
<input type="checkbox"/> 運営規程		
<input type="checkbox"/> 運営規程		
<input type="checkbox"/> 乳児等支援助給付費及び特別乳児等支援助給付費の請求に関する事項		
<input type="checkbox"/> 乳児等通園支援助給付費及び特別乳児等通園支援助給付費の請求に関する事項		
<input type="checkbox"/> 役員等の氏名、生年月日及び住所		
<input type="checkbox"/> 誓約書 (兼役員等名簿)	参考様式②	
<input type="checkbox"/> その他〇〇市町村長が必要と認める書類		

様式第5号（第7条、第8条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書  
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

申請及び届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第6号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付で申請のあったこのことについて、審査の結果、下記のとおり承認しましたので、丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第7条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 (在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施) <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
廃止日または 休止予定期間	年 月 日

様式第7号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、下記のとおり承認しないこととしましたので、丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第7条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 (在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施) <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
承認しないこととした理由	

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

	変更前の利用定員（人）			変更後（増加）の利用定員（人）			
	（参考）			（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第9号（第8条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

丹波篠山市教育委員会

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり確認変更しましたので、丹波篠山市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第8条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

記

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 (在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施) <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
変更後（増加）の 利用定員 (人)	0～2歳	(参考)	
		0歳	1歳

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を減少しようとする理由等

	変更前の利用定員（人）			変更後（減少）の利用定員（人）			
	（参考）			（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の変更以外)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所(所在地)
	設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要

	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

### 4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間当たり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

(参考)

職員数	人	うち保育士資格者数	人
専従者数	人	うち保育士資格者数	人

0~2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
人	人	人	人

(3)職務内容

3 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件		確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	
	① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。	
	② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
カ	保育室等その他乳幼児が入り出し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法  ・調理室の有無  ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称		
(2)施設の所在地		
(3)区分	余裕活用型乳児等通園支援事業	
(4)受入年齢	歳から	歳まで
(5)事業開始予定日		
(6)提供日・時間・提供を行わない日		

(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		

キャンセル料が発生する場合の理由

--

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円
	おやつの有無		費用		円

(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円
-----------	-----------	--	----	--	----	--	---

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

(ア) 利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法  ・調理室の有無  ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第3項第4号各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第3項第4号各号）

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

- へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。



協議第7号

「令和8年度丹波篠山の教育」（素案）について

「令和8年度丹波篠山の教育」（素案）について、教育委員会の協議を求める。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後政俊

《以下別冊1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹後 政俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	篠山ライオンズクラブ 代表 岡田 政光	気化式冷風機	1台	295,000円 相当	城北畑小学校の学習環境の整備のために活用
2	小林 陽輝	「 <sup>えんぎ</sup> 大学衍義補」版木	1点	—	歴史美術館等において、歴史文化を伝えるための資料として活用
3	細見 敦子	絵本、玩具等	多数	—	味間認定こども園で活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	第53回兵庫県アンサンブル 西阪神地区大会	令和7年12月27日	西阪神吹奏楽連盟 理事長 尾花 尚史	三田市総合文化センター
2	GenerativeAI-Tech Camp Alternative001 (生成AI授業・校務活用研究会成果発表会)	令和7年12月14日	生成AI授業・校務活用研究会 丹波篠山市立西紀小学校 学校長 藤原 典英	四季の森生涯学習センター 東館
3	GenerativeAI-Tech Camp Alternative002 (生成AI授業・校務活用研究会成果発表会)	令和8年1月24日	生成AI授業・校務活用研究会 丹波篠山市立西紀小学校 学校長 藤原 典英	四季の森生涯学習センター 東館
4	GenerativeAI-Tech Camp Vol.002 (生成AI授業・校務活用研究会成果発表会)	令和8年2月7日	生成AI授業・校務活用研究会 丹波篠山市立西紀小学校 学校長 藤原 典英	丹波篠山市民センター
5	タッチングアロマでほっ香り体験会 お抹茶&アロマセラピー	令和8年1月14日	NPO法人タッチングアロマ笑香 理事長 吉竹 節子	丹波篠山市民センター

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 7 年 12 月 18 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

# 令和6年・令和7年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和7年11月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6					1	3				1		5	
			R7		1		1		1						3	
		学校外	R6													
			R7													
	生徒間暴力	学校内	R6	1							1	2	1	1	6	
			R7	2	4	11	3		4	2	5				31	
		学校外	R6													
			R7													
	対人暴力	学校内	R6													
			R7													
		学校外	R6													
			R7													
	器物損壊		R6						1							1
			R7	1							1					2
恐 喝		R6														
		R7														
窃盗・万引き等		R6							1						1	
		R7														
その他(強盗・放火等)		R6														
		R7														
怠惰浪費	深夜はいかい	R6														
		R7														
	家 出	R6														
		R7														
	無断外泊	R6														
		R7														
	金品持ち出し	R6														
		R7														
不健全性的行為		R6														
		R7														
飲酒喫煙等	飲 酒	R6														
		R7														
	喫 煙	R6														
		R7														
	薬物乱用	R6														
		R7														
粗暴	けんか	R6			1										1	
		R7						1							1	
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R6		2	5			2	2	10	8	11	9	6	55	
		R7	1		1				2	1					5	
無免許運転		R6														
		R7														
いじめ		R6	1	9	5	2		1	9	5	3	4	7	46		
		R7		6	11	4		4	9	2				36		
合 計		R6	2	11	11	2		5	15	16	13	16	18	109		
		R7	4	11	23	8		10	13	9				78		

不登校	R6児童数	R6	8	11	16	16	17	18	20	22	27	29	31
	1875		0.43%	0.59%	0.85%	0.85%	0.91%	0.96%	1.07%	1.17%	1.44%	1.55%	1.65%
R7児童数	R7	3	9	10	10	11	13	22					
1816		0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%					

# 令和6年・令和7年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和7年11月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6		2											2		
			R7															
		学校外	R6															
			R7															
	生徒間暴力	学校内	R6	2	2	2	1		6	4		2		1	1	21		
			R7	2		4	6	1	1	5	1					20		
		学校外	R6															
			R7							1							1	
	対人暴力	学校内	R6															
			R7															
		学校外	R6															
			R7															
	器物損壊		R6			1				1		2		2		6		
			R7		1		1		1							3		
恐 喝		R6																
		R7																
窃盗・万引き等		R6																
		R7																
その他(強盗・放火等)		R6									1				1			
		R7						1	1						2			
怠惰浪費	深夜はいかい	R6																
		R7																
	家 出	R6																
		R7																
	無断外泊	R6																
		R7																
	金品持ち出し	R6											2			2		
		R7						1								1		
不健全性的行為		R6																
		R7	2												2			
飲酒喫煙等	飲 酒	R6																
		R7																
	喫 煙	R6																
		R7																
	薬物乱用	R6																
		R7																
粗暴	けんか	R6						1			1		1		3			
		R7		1						1					2			
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R6	7	8	4	7	1	12	6	6	2	3	4	6	66			
		R7	6	12	5	6	1	6	21	15					72			
無免許運転		R6																
		R7																
いじめ		R6	1		4			9	2	2	4	3	1		26			
		R7	1	6	10	3	2	1	2	2					27			
合 計		R6	10	12	11	8	1	28	13	8	12	6	11	7	127			
		R7	11	20	19	16	5	11	29	19					130			

不登校	R6生徒数	R6	21	35	40	37	45	52	64	70	77	79	78
	1006		2.09%	3.48%	3.98%	3.68%	4.47%	5.17%	6.36%	6.96%	7.65%	7.85%	7.75%
	R7生徒数	R7	12	26	29	29	38	45	57				
990		1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%					

報告 4

令和 7 年度 1 2 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 7 年度 1 2 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務  
決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いた  
します。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

報告 5

令和 7 年度 1 2 月 幼稚園・こども園長会について

令和 7 年度 1 2 月 幼稚園・こども園長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 令和7年度 12月幼稚園・こども園長会

令和7年12月9日(火)  
定例校長会終了後  
第2庁舎3階2-301.302

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 伝達依頼事項

- (1) 令和8年度特別な支援を必要とする園児の状況調査票について
- (2) 令和7年度末教職員人事異動に関する人事調査票について・・・・・・資料1
- (3) 令和7年度末教職員人事異動に係る第1次及び第2次ヒアリングの実施について  
・・・・・・資料2
- (4) その他

### 4 閉 会

報告 6

第 1 2 6 回丹波篠山市議会師走会議一般質問について

第 1 2 6 回丹波篠山市議会師走会議一般質問について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 1》

報告 7

学校選択制希望校の申込結果について

学校選択制希望校の申込結果について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 学校選択制希望校申込状況

令和7年11月17日現在

学校名	6年生児童数	選択校名	人数	率（選択者／全体数）
岡野小学校	26	篠山中学校希望者	26	100.0%
		西紀中学校希望者	0	0.0%
大山小学校	15	丹南中学校希望者	11	73.3%
		西紀中学校希望者	4	26.7%
城南小学校	28	丹南中学校希望者	0	0.0%
		篠山中学校希望者	28	100.0%
古市小学校	18	丹南中学校希望者	18	100.0%
		今田中学校希望者	0	0.0%
選択制対象児童数	87	従来校選択者	55	63.22%
		選択校選択者	32	36.78%

## 中学校選択制度希望校申込状況と就学予定者

令和7年11月17日現在

中学校名	小学校名	就学予定者	就学予定者計
篠山中学校	篠山小学校	25	115
	八上小学校	13	
	城北畑小学校	23	
	岡野小学校	26	
	城南小学校	28	
篠山東中学校	城東小学校	15	33
	多紀小学校	18	
西紀中学校	西紀南小学校	16	30
	西紀小学校	6	
	西紀北小学校	4	
	岡野小学校	0	
	大山小学校	4	
丹南中学校	味間小学校	95	124
	大山小学校	11	
	城南小学校	0	
	古市小学校	18	
今田中学校	今田小学校	23	23
	古市小学校	0	
合計			325

※6年生児童数325名（R7.11.1現在）

報告 8

(仮称) 丹波篠山市立城東認定こども園の進捗状況について

(仮称) 丹波篠山市立城東認定こども園の進捗状況について、丹波篠山市教育委員会事務  
決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いた  
します。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## (仮称) 丹波篠山市立城東認定こども園の進捗状況について

丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会を開催しましたので協議結果等について報告します。

### 1 開催の経緯

日本チバガイギー株式会社（以下「チバガイギー」という。）が放射性医薬品を（仮称）城東認定こども園（以下「城東こども園」という。）建設地の近隣で製造することを不安に思う方がいるため、改めて城東こども園の建設について、丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）に意見を聴くこととした。

### 2 第6回会議

#### (1) 日時・場所

令和7年10月31日（金）午後7時～

丹波篠山市役所 2-301・302 会議室

#### (2) 主な報告事項

##### ① 現状について

日本チバガイギー株式会社における放射性医薬品の製造において、市民から不安の声が届けられたことから、令和7年9月21日に市民説明会を開催した。その市民説明会において参加者から城東こども園の建設地について、再度検討するよう要望があったため、あり方検討委員会に再度意見を聞くこととし、その意見を踏まえ工事を進めるかどうかを検討することとした。そのため、令和7年10月31日現在において建設業者を決定する入札を一時延期している。

##### ② チバガイギーにおける安全管理及び放射性医薬品の安全性について

市民安全課及びチバガイギーから、放射性医薬品の安全性と安全管理方法等を専門家の意見を交えて説明した。

##### ③ 丹波篠山市とチバガイギーにおける協定書（案）**資料1**について

市長から、両者で締結予定の安全確保及び環境保全に関する協定書（案）を説明した。

#### (3) 主な意見

委員からは、城東こども園の建設にあたり「遅れることなく開園をしてほしい」「不安に思っている者に寄り添うこと」「説明会に行けなかった方にも分かるように情報提供してほしい」等の意見があった。

(4) 協議結果

今日の説明等を踏まえ、委員において考えを整理いただき、次回会議においてあり方検討委員会としての方向性を決定することとした。

3 第7回会議

(1) 日時・場所

令和7年11月21日（金）午後7時～  
丹波篠山市役所 2-301・302 会議室

(2) 主な説明事項

- ① 協定書（案）について、自治会等に意見を求めたところ、「放射性医薬品製造に係る委託に関すること」「不安に思うことがあったときに対応いただきたい」との意見があった。
- ② 城東こども園の建設工事を予定どおり進めていくと決まった場合には、直ちに業者を決定し、令和9年4月1日の開園に向けて取り組んでいく。ただし、工期の都合上4月1日開園ができない場合、年度途中の開園も考えられるため、認可を行う兵庫県に年度途中における開園の可否について確認したところ、こども園の開園日は、原則4月1日となるため、今後、兵庫県福祉部こども政策課と交渉していくこととなる。

(3) 主な意見

- ① 安全であることが再確認できたため、予定どおりの開園をめざして進めていただきたい。
- ② 情報を正しく知ることは不安の解消につながるため、保護者にも情報が届くように対応願いたい。
- ③ 年度途中の開園というのは教職員、また子どもたちにとっても負担になるため、令和9年4月1日に開園できることを強く願う。ただし、スケジュールに余裕がないことは承知しているが慌てずに丁寧に進めていただきたい。

(4) 協議結果

あり方検討委員会としては、予定どおり同じ場所で令和9年4月1日開園をめざしてほしいとの方向性が示された。

市としては、あり方検討委員会の意向を踏まえ、市の方針を決定していくこととする。また、保護者に対して、放射性医薬品に対する専門家の意見及びチバガイギーの安全管理の方法等について情報提供することとした。

報告 9

丹波篠山市こども計画に係るパブリックコメントの実施について

丹波篠山市こども計画に係るパブリックコメントの実施について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年12月18日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁、別冊3》

## 丹波篠山市こども計画（案）に対する意見募集について

丹波篠山市では、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以来、子ども子育て支援事業計画として、「ささっ子 子育て いちばん プラン」を策定し、子育て支援の充実に取り組んできました。

一方で、少子化の進行や家族形態の変化、貧困や虐待など子どもを取り巻く課題が深刻化する中、国では「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」に向けた取り組みが進められています。

本市ではこうした状況を受け、子ども施策に若者支援を加えた「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」を策定し、すべての子ども・若者が幸福に暮らせる環境づくりを進めます。

つきましては、計画（案）策定に際して、丹波篠山市パブリックコメント手続条例の規定に基づき、皆様からの意見を募集します。

### 1 計画の概要について

#### (1) 計画の対象

妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

※こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」を指し、年齢上限は定められていません。これは、18歳や20歳で支援が途切れないう、ライフステージに応じて切れ目なく支援するという趣旨によるものです。

本計画では、児童福祉法や市の条例を参考に、「子ども」は18歳未満、「若者」はおおむね18歳以上30歳未満とし、施策によってはポスト青年期（おおむね39歳未満）までとします。

#### (2) 計画の位置づけ

子ども・若者施策を総合的に推進するため、本計画は「こども基本法」第10条2項に定める「市町村こども計画」として策定します。あわせて「子どもの貧困対策法」に基づく「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」と一体的に策定します。

なお、本市ではすでに、妊娠期から概ね小学生以下を対象とした「ささっ子 子育て いちばん プラン」を策定済みであるため、これを本計画の第1巻とします。

今回策定する「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」は第2巻として、学童期以降の子ども・若者を主な対象とします。

1巻・2巻を通じて、妊娠期から概ね39歳までの施策を一体的にカバーする構成とします。

	妊娠	出産：0	6	12	18	30	39
【第1巻】 ささっ子 子育て いちばん プラン	■	■	■	■	■	■	■
【第2巻】 たんばささやま子ども・若者みらいプラン			■	■	■	■	■

(3) 計画の期間

令和8年3月から令和11年度末まで。

(4) 計画の体系

理念	すべての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山
基本目標	
1. すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会	(1)子ども・若者の権利に関する啓発 (2)外国にルーツのある子ども・若者への支援 (3)障がいのある子ども・若者への支援 (4)いじめ防止の取組
2. 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会	(1)若者の就労・自立支援 (2)結婚を希望する方への支援 (3)子ども・若者の自殺対策 (4)不登校の子どもへの支援 (5)ひきこもりの若者への支援
3. 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会	(1)子どもの貧困対策
4. すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会	(1)学校教育の充実 (2)特別支援教育の充実 (3)子育て支援の充実 (4)地域に関わらない等しい機会の保障
5. 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会	(1)地域や学校、子育て支援団体などと連携した支援 (2)丹波篠山の魅力を活かした多様な体験の充実 (3)ヤングケアラーへの支援 (4)児童虐待や体罰防止

## 2 パブリックコメントの実施について

### (1) 実施時期

令和8年1月21日(水)～2月20日(金)[必着]

### (2) 公表資料

(ア)たんばささやま子ども・若者みらいプラン～丹波篠山市こども計画第2巻～(案)

(イ)たんばささやま子ども・若者みらいプラン 統計資料編(案)

(ウ)たんばささやま子ども・若者みらいプラン 相談窓口一覧(案)

### (3) 公表方法

子育て企画課(市役所第2庁舎3階)、各支所窓口、市のホームページで閲覧

### (4) 提出資格

①丹波篠山市内に在住・在勤・在学、または丹波篠山市内で活動、事業を営む方

②丹波篠山市に対して納税義務を有する方

③本計画案について利害関係を有する方

### (5) その他

通常のパブリックコメントとあわせて「子ども向けパブリックコメント」を実施します。対象は小学生及び中学生とし、学校を通じてチラシを配布するなどして、意見を募集します。

## 3 策定の経過

令和7年8月25日(月) 第1回丹波篠山市子ども・子育て会議

- ・丹波篠山市こども計画について
- ・丹波篠山市こども計画統計資料編について
- ・今後のスケジュールについて

令和7年11月10日(月) 第2回丹波篠山市子ども・子育て会議

- ・丹波篠山市こども計画について
- ・丹波篠山市こども計画相談窓口一覧について
- ・今後のスケジュールについて

令和7年12月5日(金) 計画にかかる答申書提出

令和8年1月21日(水)～2月20日(金)

パブリックコメント実施(予定)

子ども向けパブリックコメント実施(予定)

令和8年3月

丹波篠山市こども計画策定(予定)